

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（230））
2. 日時：平成29年7月24日 13時30分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階共用会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、  
穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他9名  
東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当 他1名  
中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当  
北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課 担当  
中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（原子力電気設計）  
電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「10条 誤操作の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 中央制御室の直流非常灯の照度の設備仕様に引用している法令名を提示すること。
  - 新規制基準適合申請に係る設計基準対象追加設備の抽出について、既存の制御盤で監視・操作する機能も対象として整理して提示すること。
  - 中央制御室の制御盤の系統区割線について、実物と合った表示に図を修正して提示すること。
  - 識別管理、施錠管理、地震発生時の操作中止等の誤操作の防止に対する運用を実施するための教育・訓練の実施について、検討して提示すること。
  - 想定する現場操作におけるアクセス性について、内部火災及び内部溢水の状況及び対策を考慮しても妥当であることを整理して提示すること。
- (2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「11条 安全避難通路等」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 照明配置図について、新規制基準の追加要求事項である設計基準事故等対応時に必要な現場操作及びアクセスルート上の照明だけではなく、新規制基準

適合のために防火壁を設ける等の既許可から条件が変更される場所の照明についても整理して提示すること。

- 常用照明、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明の配置の考え方を整理して提示すること。
- 蓄電池内蔵型照明の照度「1ルクス以上」の記載の必要性を検討して提示すること。
- シャッター及び扉が開放されている際に設計基準事故等が発生した場合に、作業員等による速やかな閉止が必要としているにもかかわらず、現場操作不要としていることについて、整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（誤操作の防止（第10条））
- ・ 玄海発電所／東海第二発電所 比較表（第10条 誤操作の防止）
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（安全避難通路等（第11条））
- ・ 玄海発電所／東海第二発電所 比較表（第14条 安全避難通路等）